

NISA 受渡日が平成31年となるお取引についてご注意いただきたいこと

NISAは受渡日基準です

平成30年内にお申込、約定となったお取引であったとしても、受渡日が平成31年となる場合は、平成31年のお取引として取扱われます。

受渡日・・・売買代金の決済日のことをいいます。約定日は売買が成立した日をいいます。

【事例】

取引内容：投資信託の購入（NISAを利用）
申込日：平成30年12月27日、約定日：平成30年12月28日
受渡日：平成31年1月4日

上記事例の場合、受渡日は平成31年であるため、平成31年の非課税枠120万円を利用することになります。

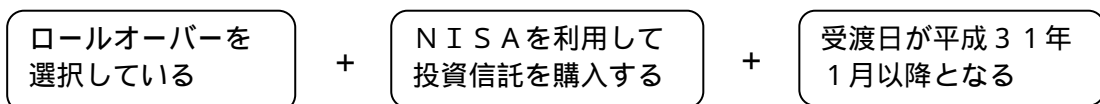
以下は「非課税期間が終了するファンドをお持ちのお客さま」が対象となります

ご注意いただきたいお取引

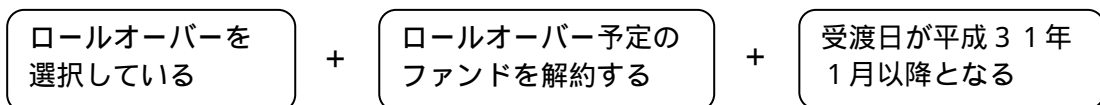
平成30年内にお申し込みの投資信託売買取引において、ご注意いただきたいお取引は以下のお取引となります。

- ・非課税期間が終了するファンドをロールオーバー（非課税期間が終了する年の翌年の非課税枠に移すこと）する予定のお客さま

[取引]

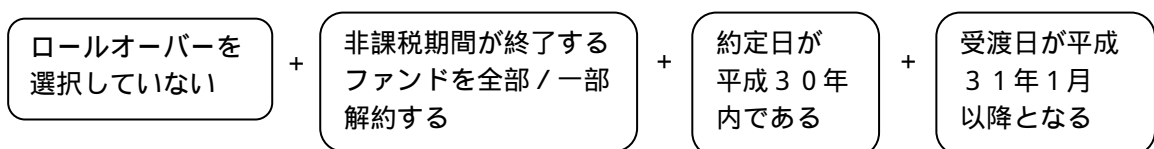


[取引]

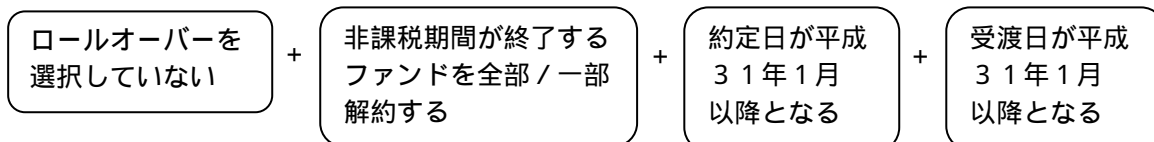


- ・非課税期間が終了するファンドをロールオーバーしない予定のお客さま

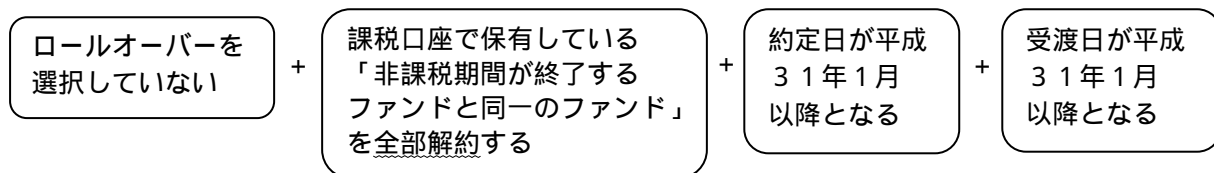
[取引]



[取引]



[取引]



非課税期間が終了するファンドをロールオーバーする予定のお客さま

[取引] NISAを利用して投資信託を購入する場合で、お申込日が平成30年、受渡日が平成31年となる場合

ロールオーバーが優先され、その分平成31年の非課税枠を利用することになりますので、非課税枠を超過するお申込分については、課税口座での購入となります。

【事例】

取引内容：投資信託100万円の購入（NISAを利用）

申込日：平成30年12月27日、約定日：平成30年12月28日

受渡日：平成31年1月4日、ロールオーバーするファンドの評価額：110万円

上記事例の場合、ロールオーバー分の評価額110万円分について、平成31年の非課税枠を利用することになるため、購入する予定であった投資信託100万円のうち10万円が非課税となり、90万円分が課税口座での購入となります。

[取引] ロールオーバー予定のファンドを解約する場合で、お申込日が平成30年、受渡日が平成31年となる場合

ロールオーバー後、投資信託を解約することになりますので、その分平成31年の非課税枠を利用することになります。一度利用した非課税枠は再度利用することができません。

【事例】

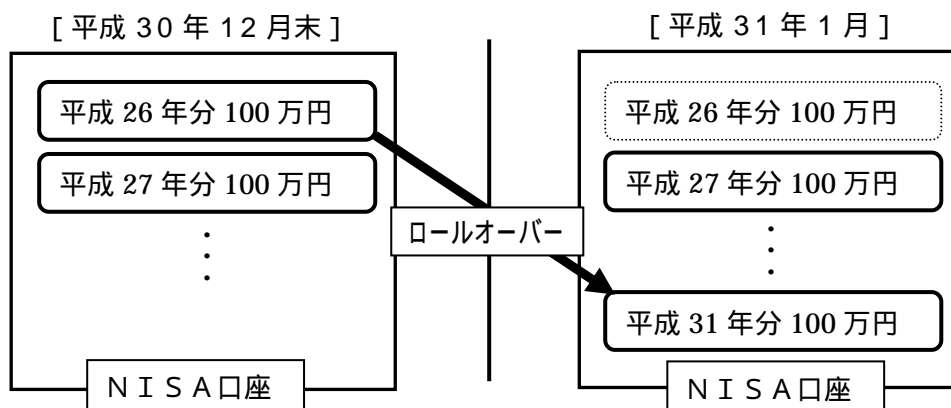
取引内容：投資信託110万円の解約（NISAを利用・ロールオーバー予定）

申込日：平成30年12月27日、約定日：平成30年12月28日

受渡日：平成31年1月8日、ロールオーバーするファンドの評価額：110万円

上記事例の場合、平成31年分の非課税枠を110万円分利用したことになります。

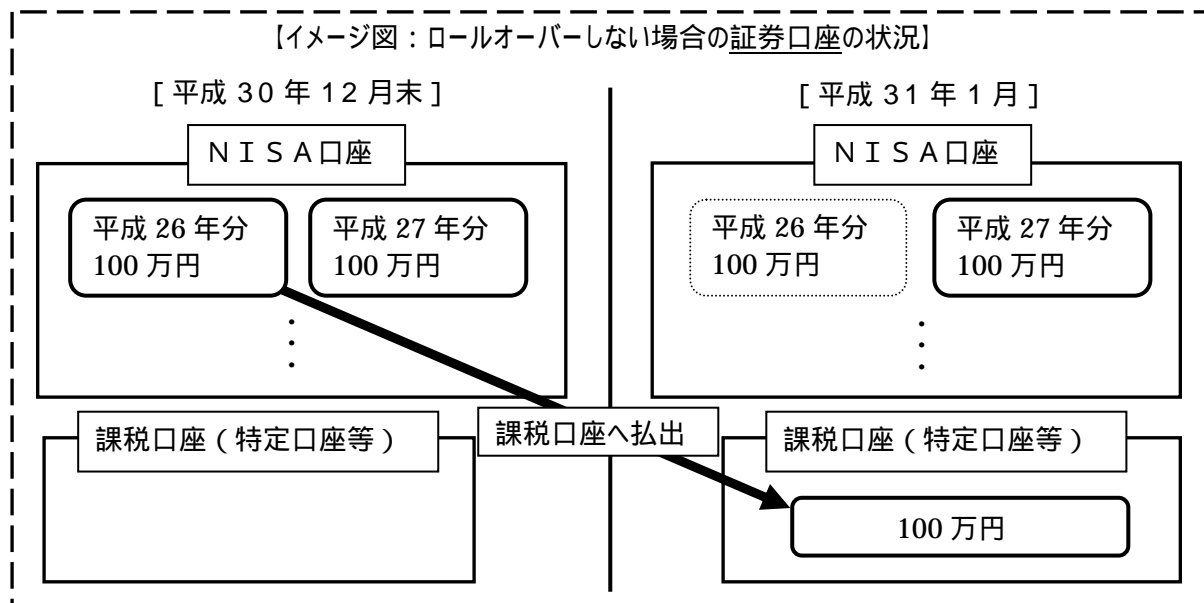
【イメージ図：ロールオーバー時におけるNISA口座内の非課税枠の状況】



・平成30年にお申込のお取引であっても、受渡日が平成31年となる場合は、上記[平成31年1月]の状況でお取引が行われることになります。

非課税期間が終了するファンドをロールオーバーしない（課税口座へ移す） 予定のお客さま

お申しいただくお取引の約定日が申込日と同一年内であるか、申込日の翌年となるかによって、お取扱いが異なりますので、お申し込みにあたっては、約定日をご確認ください。



〔約定日が申込日と同一年内（平成 30 年）、受渡日が翌年（平成 31 年）となる場合〕

約定日に解約する数量が確定するため、平成 30 年以内に約定日を迎える場合は解約数量が確定された状態で処理が行われます。

〔取引〕 非課税期間が終了するファンドを解約する場合

- ・ ファンドを全部解約する場合、平成 26 年分については課税口座へ払出された後に解約されることとなるため、損益状況によっては課税される可能性があります。
- ・ ファンドを一部解約する場合、N I S A 口座で管理されているファンドの解約が優先されます。一部解約するファンド数量が N I S A 口座内のファンド数量を超過する場合、その超過分については課税口座へ払出されたファンド（平成 26 年分）から解約されることとなり、損益状況によっては課税される可能性があります。一部解約するファンド数量が N I S A 口座内のファンド数量に満たない場合は、N I S A 口座内で管理されているファンドから解約されることとなります。

【事例】ファンドの全部解約

取引内容：投資信託全額（200 万円・N I S A 口座分）の解約（内 100 万円分は非課税期間が終了するがロールオーバー予定なし）

申込日：平成 30 年 12 月 27 日、約定日：平成 30 年 12 月 28 日

受渡日：平成 31 年 1 月 8 日

200 万円のうち、100 万円分は課税口座へ払出された後に解約となるため、損益状況によっては課税される可能性があります。非課税期間が終了していない 100 万円分は利益が出ていたとしても非課税となります。

【事例】ファンドの一部解約

取引内容：投資信託 150 万円の解約(N I S A を利用中・全額 200 万円の内 100 万円分は非課税期間が終了するがロールオーバー予定なし)

申込日：平成 30 年 12 月 27 日、約定日：平成 30 年 12 月 28 日

受渡日：平成 31 年 1 月 8 日

ロールオーバーされないため、200 万円のうち 100 万円分は課税口座へ払出されます。本件では N I S A 口座で管理されている 100 万円分が優先して解約され、のこり 50 万円分が課税口座へ払出された 100 万円分の中から解約されることになり、損益状況によっては課税される可能性があります。

お客様の預金口座に入金される解約代金は「非課税として計算された金額」となります。よって、課税されることとなった場合、解約に伴う税金金額分を預金口座からお引落しさせていただきます。

(約定日及び受渡日が翌年(平成 31 年)となる場合)

約定日に解約する数量が確定するため、全部解約を行う場合は、平成 31 年 1 月の数量での全部解約となります。

[取引] 非課税期間が終了するファンドを解約する場合

- ・ ファンドを全部解約する場合、平成 26 年分については課税口座へ払出された後であり、N I S A 口座で管理されているファンドのみが解約されることとなります。
- ・ ファンドを一部解約する場合、N I S A 口座で管理されているファンドの解約が優先されます。
一部解約するファンド数量が N I S A 口座内のファンド数量を超過する場合、その超過分については課税口座へ払出されたファンド(平成 26 年分)から解約されることとなり、損益状況によっては課税される可能性があります。一部解約するファンド数量が N I S A 口座内のファンド数量に満たない場合は、N I S A 口座内で管理されているファンドから解約されることとなります。

【事例】ファンド(N I S A 口座分)の全部解約

取引内容：投資信託全額(200 万円・N I S A 口座分)の解約(内 100 万円分は非課税期間が終了するがロールオーバー予定なし)

申込日：平成 30 年 12 月 28 日、約定日：平成 31 年 1 月 4 日

受渡日：平成 31 年 1 月 10 日

ロールオーバーしないため、200 万円のうち 100 万円分は課税口座へ払出されていますので、解約されるのは、引き続き N I S A 口座で管理されている 100 万円分となります。

【事例】ファンド(N I S A 口座分)の一部解約

取引内容：投資信託 150 万円の解約(N I S A を利用中・全額 200 万円の内 100 万円分は非課税期間が終了するがロールオーバー予定なし)

申込日：平成 30 年 12 月 28 日、約定日：平成 31 年 1 月 4 日

受渡日：平成 31 年 1 月 10 日

ロールオーバーされないため、200 万円のうち 100 万円分は課税口座へ払出されます。本件では N I S A 口座で管理されている 100 万円分が優先して解約され、のこり 50 万円分が課税口座へ払出された 100 万円分の中から解約されることになり、損益状況によっては課税される可能性があります。

お客様の預金口座に入金される解約代金は「非課税として計算された金額」となります。よって、課税されることとなった場合、解約に伴う税金金額分を預金口座からお引落しさせていただきます。

[取引] 非課税期間が終了するファンドを課税口座でも保有されている場合において、課税口座で管理されている同一ファンドを解約する場合
ファンドを全部解約する場合、平成 26 年分については課税口座へ払出された後であり、平成 26 年分を含めて全額解約されます。

【事例】ファンド（課税口座分）の全部解約

取引内容：投資信託 A ファンド全額（100 万円・課税口座分）の解約

A ファンドを N I S A 口座で 200 万円分保有しており、かつ内 100 万円分が非課税期間終了を迎える

申込日：平成 30 年 12 月 28 日、約定日：平成 31 年 1 月 4 日

受渡日：平成 31 年 1 月 10 日

ロールオーバーしないため、200 万円のうち 100 万円分が課税口座へ払出されます。本件では約定日が課税口座へ払出された後であるため、「全額」の中には課税口座へ払出された数量が含まれることになり、解約される数量は課税口座全額である 200 万円となります。

以上